

令和6年度 人事行政の運営等の状況

令和 7 年 11 月
春日部市

目 次

1 職員の任免及び職員数に関する状況	
(1) 職員の採用の状況	· · · P 1
(2) 職員の退職の状況	· · · P 1
(3) 行政職及び医療職、技能労務職の状況	· · · P 1
(4) 再任用職員の状況	· · · P 1
(5) 会計年度任用職員の状況	· · · P 1
(6) 年齢別職員構成の状況	· · · P 1
(7) 部門別職員数の状況と主な増減理由	· · · P 2
2 職員の人事評価の状況	· · · P 2
3 職員の給与の状況	
(1) 人件費の状況	· · · P 3
(2) 職員給与費の状況	· · · P 3
(3) 特別職の給与などの状況	· · · P 3
(4) 職員の初任給の状況・経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	· · · P 3
(5) 職員手当の状況	· · · P 3
(6) 職員の平均給料月額と平均年齢の状況	· · · P 3
4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	
(1) 職員の勤務時間及び割振り	· · · P 4
(2) 育児休業などの取得状況	· · · P 4
(3) 年次有給休暇の取得状況	· · · P 4
(4) 休暇制度の概要	· · · P 4
5 職員の分限及び懲戒処分の状況	· · · P 5
6 職員の服務の状況	· · · P 5
7 職員の研修の状況	· · · P 5
8 職員の福祉及び利益の保護の状況	· · · P 6
9 公平委員会の業務の状況	
(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況	· · · P 6
(2) 不利益処分に関する審査請求の状況	· · · P 6
10 職員の退職管理の状況	· · · P 6

職員の給与など人事行政の運営状況を公表します。

《市民のみなさんに、市職員の任用、給与、勤務条件、服務など人事行政の運営状況をお知らせします。》

問い合わせ／人事課(内線2554)

1 職員の任免及び職員数に関する状況

■(1)職員の採用の状況(令和6年度)

(単位:人)

区分	事務	技術	医療職	保育士	消防職	技能職	合計
新規採用者	52	11	57	2	16	0	138

■(2)職員の退職の状況(令和6年度)

(単位:人)

区分	事務	技術	医療職	保育士	消防職	技能職	合計
定年退職者	14	2	5	0	2	0	23
勧奨退職者	2	0	1	1	0	0	4
普通退職者	27	10	28	2	11	0	78
合計	43	12	34	3	13	0	105

(注) 普通退職者には、定年前再任用短時間勤務職員となるための退職や死亡退職等を含みます。

■(3)行政職及び医療職、技能労務職の状況(令和7年4月1日現在)

(単位:人)

区分	行政職(A)							計
	1・2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
標準的な職務内容	主事級	主任級	主査級	主幹級	課長級	次長級	部長級	合計
職員数	391	403	336	239	72	37	26	1,504
うち女性数	176	218	114	33	5	1	5	552
構成比	26.0%	26.8%	22.3%	15.9%	4.8%	2.5%	1.7%	100.0%

区分	医療職(B)	技能労務職(C)	合計=(A+B+C)
標準的な職務内容	医師、看護師など	一般用務員、ホームヘルパーなど	—
職員数	533	8	2,045
うち女性数	396	5	953
構成比	—	—	—

(注) 1 給与条例に基づく給料表の区分に応じて適用を受ける職員数です。

(注) 2 標準的な職務内容とは、それぞれの区分における代表的な職名です。

(注) 3 構成比は四捨五入をしているため、内訳の合計が100%とならない場合があります。

■(4)再任用職員の状況(令和7年4月1日現在) (単位:人)

区分	フルタイム	短時間	合計
再任用職員	26	61	87

■(5)会計年度任用職員の状況(令和7年4月1日現在)

(単位:人)

区分	事務	技術	医療職	保育士	合計
フルタイム 会計年度任用職員	178	19	39	16	252

■(6)年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)

(単位:人)

区分	20歳未満	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳以上	合計
職員数	7	579	502	413	485	59	2,045
うち女性数	3	367	216	188	163	16	953
構成比	0.3%	28.3%	24.5%	20.2%	23.7%	2.9%	100.0%

(注) 構成比は四捨五入をしているため、内訳の合計が100%とならない場合があります。

■(7)部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門	区分	令和6年度職員数	令和7年度職員数	前年度比較
一般行政部門	議 会	10	11	1
	総 務	240	245	5
	税 務	88	89	1
	労 働	2	2	0
	農林水産	22	20	▲ 2
	商 工	21	20	▲ 1
	土 木	139	137	▲ 2
	民 生	295	298	3
	衛 生	79	79	0
	小 計	896	901	5
特別行政部門	教 育	167	170	3
	消 防	287	288	1
	小 計	454	458	4
公営企業など 会計部門	病 院	545	571	26
	水 道	31	31	0
	下 水 道	10	10	0
	そ の 他	73	74	1
	小 計	659	686	27
合 計		2,009	2,045	36

(注)1 各年4月1日現在の職員数です。

(注)2 令和7年度職員数の主な増減理由は、民生、病院等の業務量に適する人数の充実や、令和7年度の国勢調査対応に伴う増員、育児休業取得者の代替職員配置等によるものです。

2 職員の人事評価の状況(令和6年度)

公務能率の向上、職員の能力開発及び人材育成を目的として、人事評価を行っています。

対象職員	全職員(但し、医療職などを除く)
評価要素	業績、能力、地域貢献、自己啓発など
評価回数	年1回

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(令和6年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 令和7年3月31日現在	歳出総額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)
229,367人	90,592,365千円	12,607,103千円	13.9%

(注)人件費には、市長や議長などの特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況(令和7年度一般会計当初予算)

職員 数 (A)	給 与 費				1人当たりの 給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
1,559人	5,649,806千円	1,381,060千円	2,400,589千円	9,431,455千円	6,050千円

(注) 1 職員手当には、退職手当は含まれません。
2 特別職の給料、報酬などは含まれません。

(3) 特別職の給与などの状況(令和7年4月1日現在)

区 分	給料又は報酬(月額)	期 末 手 当			合 計
市 長	985,000円	6月期 2.3月分		12月期 2.3月分	4.6月分
副市長	834,000円	" "		" "	" "
教育長	763,000円	" "		" "	" "
議 長	539,000円	" "		" "	" "
副議長	479,000円	" "		" "	" "
議 員	451,000円	" "		" "	" "

※役職加算措置があります。

(4) 職員の初任給の状況・経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	初任給	採用2年後	経験年数7年 以上10年未満	経験年数10年 以上15年未満	経験年数15年 以上20年未満	経験年数20年 以上25年未満	経験年数25年 以上30年未満	経験年数30年 以上35年未満	経験年数35年 以上		
一般行政職	大学卒	225,600円	236,000円	271,100円	296,200円	335,600円	370,700円	385,100円	406,200円	388,600円	
	短大卒	213,600円	225,600円	253,500円	287,700円	315,000円	355,800円	372,600円	374,700円	381,800円	
	高校卒	201,000円	213,600円	242,000円	276,100円	296,800円	345,400円	373,800円	380,000円	397,600円	
技能労務職	平 均	198,833円	210,867円	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし	330,300円	342,100円

(注)技能労務職は原則退職者不補充の方針となっており、民間企業などへの業務委託化を推進していきます。

(5) 職員手当の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	支 給 内 容 (月 額)		
扶 養 手 当	① 配偶者 ただし、部長級職員については、支給しない		
	② 父母・孫等 ただし、部長級職員については、3,500円		
	③ 子 11,500円		
	④ 満16歳～満22歳の子 ※ ②の額に加算 5,000円		
地 域 手 当	(給料月額+扶養手当+管理職手当) × 6% ※医師は異なる		
住 居 手 当	借家・借間 (最高限度額) 28,000円		
通 勤 手 当	① 交通機関利用者は運賃相当額 (最高限度額) 150,000円		
	② 交通用具使用者は通勤距離に応じた額 (2km以上) 2,000円～31,600円		
特殊勤務手当	防疫作業手当・災害出場手当など8種類		
賞 与	支給期別	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.25月分 (0.7月分)	1.05月分 (0.5月分)
	12月期	1.25月分 (0.7月分)	1.05月分 (0.5月分)
	計	2.5月分 (1.4月分)	2.1月分 (1月分)
※職務の級などによる加算措置があります。(主査級以上) ※()内は、再任用職員に係る支給割合です。			
退 職 手 当	勤続年数	自己都合	勧奨・定年
	勤続 20年	19.669500月分	24.586875月分
	勤続 25年	28.039500月分	33.270750月分
	勤続 35年	39.757500月分	47.709000月分
	最高限度額	47.709000月分	47.709000月分

(注) 1 職員手当は、地方自治法第204条に基づき、職員の給与条例などに規定した手当を支給しています。

2 本市は、埼玉県市町村総合事務組合に加入し、退職手当の事務は同組合で行っています。

(6) 職員の平均給料月額と平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	324,400円	41.5歳
技能労務職	337,000円	56.1歳

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

■(1)職員の勤務時間及び割振り(令和7年4月1日現在)

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00	土・日曜日

※公務の運営により特別の形態によって勤務する場所は除きます。

■(2)育児休業などの取得状況(令和6年度)

区分	取得者数	うち新規取得者	男女別		給与	制度の概要
			男	女		
育児休業	132人	59人	34人	98人	無給	3歳に満たない子を養育するための休業
育児短時間勤務	30人	27人	0	30人	一部減額	小学校就学前の子を養育するための短時間勤務
部分休業	58人	35人	2人	56人	一部減額	小学校就学前の子を養育するための1日2時間以内の休業

(注) 育児休業と育児短時間勤務の取得者数は延べ人数です。

■(3)年次有給休暇の取得状況(令和6年度)

総付与日数	総使用日数	職員数	取得日数(1人あたり)
67,511日	20,848日	1,791人	11日4時間57分

(注) 派遣職員等は職員数に含みません。

■(4)休暇制度の概要(令和7年4月1日現在)

種類	概要	
年次有給休暇	有給	労働基準法第39条の諸規定に従って与えられる休暇
病気休暇	有給	負傷、疾病の治療で、同一疾病などにつき90日を限度
主な特別休暇	産前産後休暇	有給 出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は14週間)前から産後8週間までの期間
	子の看護等休暇	有給 小学校三年生までの子(配偶者の子を含む)の看護等で1つの年度につき5日(小学校三年生までの子が2人以上の場合は10日)以内
	忌引休暇	有給 死亡した人との親族関係(続柄)、生計関係に応じ1日～10日の範囲内
	結婚休暇	有給 結婚に際して6日の範囲内
介護休暇	無給	職員の親族で負傷、または疾病、老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある人の介護で6月以内
介護時間	無給	職員の親族で負傷、または疾病、老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある人の介護で1日2時間以内
組合休暇	無給	職員団体の業務や活動に従事するために認められる休暇

5 職員の分限及び懲戒処分の状況(令和6年度)

区分	種類	内容	処分者数
分限処分	休職	<ul style="list-style-type: none"> ● 心身の故障のため、長期の療養を要するとき ● 刑事事件に関し起訴されたとき 	38人 (病気による休職) 0人 (起訴による休職)
	降任免職	<ul style="list-style-type: none"> ● 勤務成績が良くないとき ● 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えがたい場合 ● 上記のほか、その職務に必要な適格性を欠くとき ● 廃職または過員を生じたとき 	なし
懲戒処分	戒告減給停職免職	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方公務員法など、またはこれに基づく条例、規則、規程に違反したとき ● 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき ● 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があったとき 	0人

6 職員の服務の状況

服務の根本基準として「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と地方公務員法で規定されています。そのため同法では、職員に次の義務を課しています。

- | | |
|------------------------------|---------------------|
| ◆法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(同法第32条) | ◆政治的行為の制限(同法第36条) |
| ◆信用失墜行為の禁止(同法第33条) | ◆争議行為等の禁止(同法第37条) |
| ◆秘密を守る義務(同法第34条) | ◆営利企業等の従事制限(同法第38条) |
| ◆職務に専念する義務(同法第35条) | |

7 職員の研修の状況(令和6年度)

効率的かつ質の高い行政運営のため、さまざまな研修を実施し、職員の資質、能力の向上を図るとともに、幅広い視野と新たな視点に立った政策を立案できる人材育成に努めています。

研修の種類	内容	受講者数
階層別研修	新規採用職員研修、主事・技師級研修、主任研修、主査研修、主幹研修、課長級研修、管理職マネジメント研修	471人
専門研修	民法、地方公務員法研修など	397人
特別研修	部落差別解消のための人権行政研修、評価者研修など	1,312人
派遣研修	埼玉県、彩の国さいたま人づくり広域連合、市町村アカデミーなど	114人
その他	自己啓発、通信教育講座など	6人
合計		2,300人

(注)延べ人数です。

8 職員の福祉及び利益の保護の状況(令和5年度)

区分	内容
埼玉県市町村職員共済組合	<ul style="list-style-type: none">■短期給付<ul style="list-style-type: none">・病気、ケガ、出産、死亡、休業、災害などに対しての給付■長期給付<ul style="list-style-type: none">・老齢年金、障害年金、遺族年金などの年金の給付■福祉事業<ul style="list-style-type: none">・予防検診、メンタルヘルス相談、宿泊施設利用などの各種助成事業、各種貸付事業など
職員互助会	<ul style="list-style-type: none">■冠婚葬祭に係る慶弔、人間ドックなどへの助成<ul style="list-style-type: none">・会費：給料月額×1,000分の3(毎月)

9 公平委員会の業務の状況

(1)勤務条件に関する措置の要求の状況

- 令和6年度の措置請求はありませんでした。

(2)不利益処分に関する審査請求の状況

- 令和6年度の審査請求はありませんでした。

10 職員の退職管理の状況(令和6年度)

再就職した元職員が現職職員に対して、契約等の事務について、要求や依頼(働きかけ)をすることは地方公務員法で禁止されています。ただし、元職員からの申請により、公務の公正性の確保に支障が生じないと認められた場合に、その働きかけが承認されます。

○令和6年度は、再就職した元職員からの承認申請はありませんでした。